

官庁営繕環境行動計画

令和4年3月22日
官 庁 営 繕 部

1. 基本的考え方

官庁営繕部は、官庁施設における総合的な環境対策の推進と、公共建築分野における先導的役割を果たすため、地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定)、政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画(令和3年10月22日閣議決定。以下「政府実行計画」という。)及び国土交通省環境行動計画(令和3年12月27日改定)を踏まえ、国土交通省環境行動計画に定められた環境施策のうちの3分野において、以下6つの官庁施設の環境対策を推進する。

【2050年カーボンニュートラル・脱炭素社会の実現に向けた地球温暖化緩和策の推進】

- ・環境負荷低減に配慮した官庁施設の整備
- ・再生可能エネルギーの導入・利活用拡大
- ・木材利用の推進
- ・政府実行計画に基づく環境対策の推進

【自然共生社会の形成に向けた生態系の保全・持続可能な活用等の推進】

- ・水の効率的な利用と有効活用

【循環型社会の形成に向けた3R、資源利活用の推進】

- ・建設リサイクルの推進

2. 環境対策の推進

(1) 環境対策の取組

1. の基本的考え方に基づき、以下に取り組む。
 - ・官庁施設の新築及び改修時の環境対策の実施
 - ・官庁施設の環境対策に関する技術的支援

(2) 環境対策項目の設定

毎年度、重点的に取り組む具体的な内容について、環境対策項目を設定する。環境対策項目の設定にあたっては、前年度の環境対策項目の実施状況を点検し、その結果を踏まえ、見直しを行うこととする。

(3) 環境対策の取組状況の公開

環境対策への取組状況については、毎年度、官庁営繕環境報告書としてとりまとめ公開する。